

大阪公立大学文系5研究科の 研究シーズ交流イベント 報告予稿集

「大阪公立大学文系5研究科の研究シーズ交流イベント」企画運営委員会編

2025年2月4日（火） 13:00～17:00

大阪公立大学杉本キャンパス

学術情報総合センター(杉本図書館)1F 文化交流室

目次

セッション I 「社会の構造を見る」 1

司会：

コメンテーター：

- 14 世紀初頭南仏トゥールーズ東部地方における「善き人」の信仰拡大経路について
..... 小森紗季（文学研究科 D2） 2
- 結成型・橋渡し型・連結型社会関係資本がポピュリスト急進右翼政党支持に与える影響
ー英国における 2014 年欧州議会議員選挙を事例としてー.. 楊建陽（法学研究科 D2） 8
- 生成 AI のバイアスをどう測るか ChatGPT 以降に「AI と差別」を考えるために
..... 明戸隆浩（経済学研究科准教授） 11

セッション II 「現代社会における「モノ」の管理」 15

司会：

コメンテーター：

- 人口減少下における企業の製品開発と品質管理.. 高木修一（経営学研究科准教授） 16
- マンション法の体系構想..... 吉原知志（法学研究科准教授） 18
- 中国における経済成長と農業廃棄物の関係について..... 張蒙（経済学研究科 D3） 22
- 漂着ごみ対策と議員立法..... 高野恵亮（都市経営研究科教授） 24

セッションⅠ 「社会の構造を見る」

14 世紀初頭南仏トゥールーズ東部地方における 「善き人」の信仰拡大経路について

文学研究科 哲学歴史学専攻西洋史学専修
博士後期課程 2 年 小森 紗季

初めに

「中世ヨーロッパ最大の異端」として知られ、11 世紀から 14 世紀初頭にかけて南フランスやイタリアを中心に活動したとされる「カタリ派」は、現在その存在について疑問が投げかけられている。東方起源の異端であると考えられてきた「カタリ派」は、1960 年代からグレゴリウス改革に端を発する民衆由来のキリスト教徒と考えられるようになり、「カタリ派」とされた人々の実態やその信仰伝播に関する研究が盛んに進められてきた。その後、1990 年代にはいと、「カタリ派」という呼称はローマ教会や権力者によるレッテル張りであったとの指摘がなされ、「カタリ派」として断罪された信仰の中心人物に対して信者自身が用いた呼称＝「善き人」が研究者によって用いられるようになった。「善き人」とその周辺の信者に関する紐帯については 1960 年ごろから考察されるようになったものの、当時は「カタリ派」という制度的教団が存在する前提で研究が進められており、「善き人」を中心とした信仰集団の実態把握はあまり進んでいないといえよう。そこで、本発表では、14 世紀初頭に南フランスを中心として自説の布教を行った「善き人」ピエール・オーティエとその信者集団に注目し、彼ないしその信者が周囲の人々とどのように接触し、どのように信仰を拡大させていったのかについて考察する。

史料と研究方法

本研究では、14 世紀初頭に南仏の大都市トゥールーズで異端審問官として活躍したベルナル・ギィの手による『判決集』を用いる。これは、異端審問官である彼が 1308 年から 1323 年にかけて言い渡した 20 回の判決文すべてを集めた記録であり、異端の嫌疑をかけられた被告人の氏名や出身地、判決内容、供述内容の一部が残されている。『判決集』で取り上げられる被告人の数は 800 名を超えており、トゥールーズ東部地域に被告人が集中している(図 1 参照)。次に研究方法について説明する。本発表では、『判決集』に付された索引を利用して、被告人が 20 名以上居住する共同体と被告人 10-20 名が居住する共同体を抽出する。その後、上述の共同体(被告人が 10 名以上居住している)が密集している地域に注目し、この地域の範囲内に居住する被告人に限定して、彼らに対する判決文を、「善き人」と当該被告人が接触した経路に注目して徹底的に読解・分析する。その際、「善き人」と被告人の接触経路を以下のように分類する。

1. 他者の紹介を通じて「善き人」を知る
 - (ア) 血縁関係、婚姻関係あり: 兄弟・親子関係、親戚関係
 - (イ) 血縁関係、婚姻関係なし: 同じ共同体居住

2. 他者の紹介を介さずに直接「善き人」を知る
 - (ア) 親子・親戚関係のある人の家で知り合う
 - (イ) 同じ共同体の他人の家で知り合う
 - (ウ) 知り合った経緯の言及がない
3. その他の事例
 - (ア) 被告人死亡／逃亡により接触経路不明
 - (イ) オーティエ登場以前の別の「善き人」と知り合っている
 - (ウ) 「善き人」とは知り合っていない

以上の分類にしたがい、接触経路ごとに人数を集計する。また、1-(ア)と2-(ア)を「血縁」、1-(イ)と2-(イ)を「地縁」としてカテゴライズして、接触経路の性格についても分析を行う。

結論と今後の課題

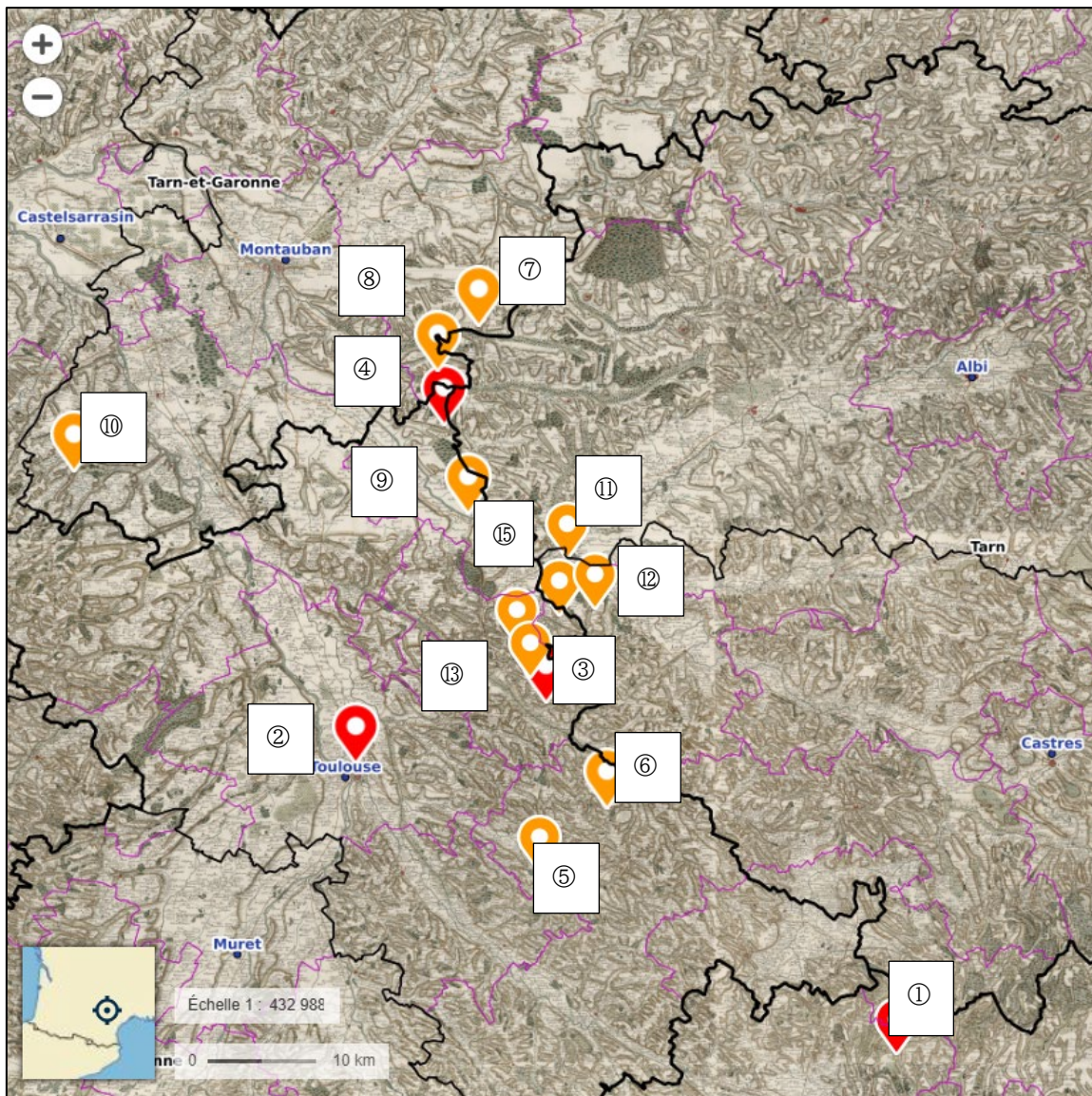
接触経路の類型とその合計数は表1のとおりである。他者の紹介で「善き人」と接触する事例が最も多くあげられる。この場合、親子や兄弟間といった血縁関係を持つ人が最も多くあげられる。一方で、地縁を介した紹介も少なからず存在しており、「善き人」の信仰が拡大するにあたって地縁もある程度重要であったと言える。また、判決文では「善き人」に会いに行くためによその特定の共同体へ出かける事例が複数確認されており、「善き人」が滞在している共同体は北の地域ではボルン、南の地域ではトゥールーズやラ・ガルド・プレ・ド・ヴェルフェイユというようにある程度固定されていたと考えられる。また、基本は血縁による接触経路が優位になるものの、トゥールーズやプリュネ、ブイヤックでは地縁による接触経路が多く、レ・ズグでは地縁と血縁による接触経路が同数になることから、トゥールーズ近辺の共同体では地縁による信仰拡大が強く、共同体によって差異がみられることが特徴である。

本報告では、「善き人」と被告人の接触経路に注目し、経路を類型化することで、接触経路として血縁が優勢であるものの、地縁の影響も無視できないという点や、地域ごとに差異が存在することを明らかにした。しかしながら、その差異を生み出す要因については明らかにできていないため、今後はトゥールーズ周辺の地域史や当時の政治・権力情勢などを詳細に把握したうえで、こうした傾向が生じる背景について探っていく所存である。

参考文献

- A. Pales-Gobilliard, éd. et trad., *Le livre des sentences de l' inquisiteur Bernard Gui, 1308-1323*, Paris, 2002.
- C. Vilandrau, « Inquisition et "sociabilité cathare" d' après le registre de l' inquisiteur Geoffroy d'Ablis (1308-1309) », *Hérésis*, 34, , 2001.
- J. Théry, « L' hérésie des bons hommes. Comment nommer la dissidence religieuse non vaudoise ni béguine en Languedoc (XIIe-début XIVe siècle) ? », *Heresis*, 36-37, 2002.
- W. Kasdan, *Les femmes dans le livre des sentences de Bernard Gui (1308-1323). Rôle et sociabilité en milieu hérétique*, mémoire de Master 1, université d' Angers, 2016.
- 小田内隆「異端の歴史を描くこと—R. I. Moore の研究を中心に」、『立命館文學』、673 巻、2021 年、1218-1199 頁。
- 小田内隆「「カタリ派教会」像の再検討」、『立命館文学』、669 巻、2020 年、98-117 頁。
- 図師宣忠「彷徨える異端者たちの足跡を辿る—中世南フランスにおける異端審問と「カタリ派」迫害—」、『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史：紛争と秩序のタペストリー』、ミネルヴァ書房、2015 年、373-395 頁。
- 図師宣忠「13 世紀都市トゥールーズにおける「異端」の抑圧と文書利用—王権・都市・異端審問の対立と交渉の諸相—」、『史林』、95 巻、2012 年、74-109 頁。

図 1 『判決集』に現れる被告人の居住地
(赤は被告人 20 人以上、黄色は 10 人以上の村落共同体)



Géoportail のカッシーニ地図(carte de cassini)を用いて報告者が作成。黒線は県境、ピンクの線はEPCI の境界線、青い地点は県を中心地を表す。

共同体名と地図上の位置

- ① ウェルダン・ローラゲ(Verdun-Lauragais)
- ② トゥールーズ(Toulouse)
- ③ ラ・ガルド・プレ・ド・ヴェルフェイユ(La Garde près de Verfeil)
- ④ ボルン(Born)
- ⑤ プルネ(Prunet)
- ⑥ レ・ズグ(Les Hugous)
- ⑦ モンクラール・ド・クレシー(Montclar-de-Quercy)
- ⑧ ヴェルハック・テスコー(Verlhac-Tescou)
- ⑨ ミルボワ・シュル・タルン(Mirepoix-sur-Tarn)
- ⑩ ブイヤック(Bouillac)
- ⑪ サン・シュルピス・ラ・ポワント(Saint-Sulpice-la-Pointe)
- ⑫ リュガン(Lugan)
- ⑬ サン・ジャン・プレ・ド・ヴェルフェイユ(Saint-Jean près de Verfeil)
- ⑭ フェルス(Ferrus)
- ⑮ アザス(Azas)

表1 共同体ごとの在住被告人と「善き人」の接触経路

共同体名	接触経路								
	1- (ア)	1- (イ)	2- (ア)	2- (イ)	2- (ウ)	3- (ア)	3- (イ)	3- (ウ)	
ボルン	5名	4名	8名	3名	12名	9名	0名	0名	計41名
モンクラール・ド・クレシー	1名	0名	3名	0名	0名	6名	0名	0名	計10名
ヴェルハック・テスコー	6名	0名	5名	1名	4名	1名	0名	0名	計17名
ミルポワ・シュル・タルン	2名	6名	7名	0名	1名	2名	0名	0名	計18名
レ・ズグ	4名	1名	0名	3名	3名	0名	0名	0名	計11名
プリュネ	3名	6名	0名	2名	5名	3名	0名	0名	計19名
ブイヤック	3名	5名	1名	1名	4名	4名	0名	0名	計18名
トゥールーズ	2名	2名	0名	1名	13名	4名	1名	0名	計23名
アザス	2名	3名	2名	0名	2名	1名	0名	2名	計12名
サン・ジャン・プレ・ド・ヴェルフェイユ	2名	1名	2名	0名	3名	2名	0名	0名	計10名
サン・シュルピス・ラ・ポワント	4名	1名	0名	1名	4名	1名	0名	0名	計11名
リュガン	3名	2名	3名	1名	2名	0名	0名	0名	計11名
フェルス	2名	2名	2名	1名	2名	1名	0名	0名	計10名
ラ・ガルド・プレ・ド・ヴェルフェイユ	6名	2名	2名	1名	3名	3名	1名	1名	計19名
	計45名	計35名	計35名	計15名	計58名	計37名	計2名	計3名	

接触経路については、報告者作成。各共同体の被告人の合計数は、A. Pales-Gobilliard, *Le livre des sentences de l' inquisiteur Bernard Gui*も参照した。

結合型・橋渡し型・連結型社会関係資本がポピュリスト急進右翼政党支持に与える影響—英国における 2014 年欧州議会議員選挙を事例として—

法学研究科 法学政治学専攻
博士後期課程 2 年 楊 建陽

1. はじめに

本研究は、西ヨーロッパにおけるポピュリズムの台頭に関する需要側の研究に位置づけられる。これまで、ポピュリズムを支持する有権者を研究する研究者たちの説明は、大きく分けて、経済要因重視と文化要因重視の二つに分類される。経済的不満を強調する研究と社会文化的不満を強調する研究との間にギャップが存在してきたが、近年の研究は経済要因と文化要因の相互作用に焦点を当てている。しかし、経済要因と文化要因の研究課題以外に、市民社会の役割に焦点を当てた先行研究は少ない。さらに、市民社会の役割に言及する数少ない限られた研究においては、実証的な証拠は互いに矛盾した結果を示している。そこで本研究は、社会関係資本がポピュリスト急進右翼政党支持に与える影響を探ることを研究課題とする。

2. 理論

本研究は、Mudde (2017)の理念的アプローチのポピュリズム定義を採用する。これは、善良な「人民」と邪悪な「エリート」の間の二元対立をより強調した定義である。一方、社会関係資本の理論も時代とともに発展してきた。まず、「信頼」、「規範」および「ネットワーク」を特徴とする Putnam (1993)の社会関係資本の定義は、政治学での有用な理論として一世を風靡することとなった。しかし、この比較的単一で包括的な理論は、他の学者から批判もされている。長い間理論的な発展を続けてきた結果、研究者は、グループ内の同質性を強調する密接な結びつきを特徴とする結合型社会関係資本、比較的異質であるが、共通の利益のある結びつきを持つ橋渡し型社会関係資本、および個人またはグループを横断する垂直性のある連結型社会関係資本という三つのタイプの社会関係資本を受け入れてきた。本研究の仮説として、社会関係資本を構成する三つのサブタイプの特徴が互いに異なることを考慮すると、社会関係資本の下位類型のそれぞれがポピュリスト急進右翼政党に対する支持・不支持に対して異なる方向で作用すると主張する。

3. データと分析

本研究では、実証分析に関わる一連の作業を実施する。まず、従属変数として、2014年欧州議会選挙の英国独立党の地方自治体レベルの得票率を設定する。次に、独立変数として、社会関係資本の三つのサブタイプの指標を特定する。結合型社会関係資本を表すため、民族的多様性、教育レベル、収入、雇用と言語能力の指標を使用する。橋渡し型社会関係資本を表すため、宗教施設、医療施設、教育施設と公共住宅の指標を使用する。連結型社会関係資本を表すため、政府関係者とボランティア活動関係の施設の指標を使用する。最後、失業給付受給率、週給の平均、製造業従事者比率と、65歳以上人口比率を統制変数として投入したモデルにより回帰モデルの頑健性チェックを行う。

独立変数と従属変数の指標を特定した上で、実証分析に入る。まず、主成分分析を通じて、社会関係資本の三つの下位類型が独立して存在するという理論的推測を検証する。その後、本研究では重回帰モデルを構築し、回帰分析の結果を確認しながら、連結型社会関係資本の指標の構成を再考する。ボランティア活動関連の施設の指標を捨て、地方自治体の政府関係者のみを指標として特定する。再度重回帰分析を行い、本研究の仮説が検証できる。すなわち、結合型社会関係資本はポピュリスト急進右翼政党支持に対してプラスの影響を持ち、橋渡し型社会関係資本と連結型社会関係資本はポピュリスト急進右翼政党支持に対してマイナスの影響を持つ。

しかし、本研究はそこにとどまらず、先行研究における経済的・文化的要因が社会関係資本に影響を与える可能性を考慮し、次の作業では、交互作用の検証を追加的に行う。本研究では、2011年と2001年の英国国勢調査の10年間にわたる雇用状況と民族的多様性の変化から作成された指標によって経済的・文化的要因を捉え、交互作用の検証を行う。結果として、社会関係資本、とりわけ結合型社会関係資本と、経済要因を表す雇用状況の変化と文化要因を表す民族的多様性の変化の間には、交互作用があることが確認できる。

4. 考察

本研究が残した課題も多い。まず、英国の地方自治体レベルのデータが限られているため、多くの指標は国勢調査からしか取ることができなかった。そして、コミュニティを中心とする人と人との関係である社会関係資本を考慮すると、個人レベルと地域レベルにまたがったマルチレベル分析とネットワーク分析が次のステップの研究として必要であることを論じ、結論とする。

5. 参考文献

Mudde, C. (2017). An ideational approach. In C. R. Kaltwasser, P. Taggart, P. O. Espejo & P. Ostiguy (Eds.), *The Oxford handbook of populism* (pp. 27-47).

Oxford University Press.

Putnam, Robert, 1993, *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, NJ: Princeton University Press. (河田潤一訳, 2001, 『哲学する民主主義-伝統と改革の市民的構造』 NTT 出版株式会社。)

生成 AI のバイアスをどう測るか ChatGPT 以降に「AI と差別」を考えるために

経済学研究科
准教授 明戸 隆浩

問題の背景

生成 AI の出現により、AI が社会で果たす役割は劇的に変化した。とくに 2022 年 11 月の ChatGPT の登場は、「AI と差別」あるいは「AI とバイアス」というテーマを再定義する重要な契機となった。

以前は、AI が差別やバイアスとかがかわる文脈は、おもにプロファイリングに関連していた。プロファイリングとは、パーソナルデータとアルゴリズムを利用して個人の趣味嗜好、能力、信用力などを分析または予測する手法を指す。こうしたデータやアルゴリズムに差別的属性が含まれている場合、結果として差別的なプロファイリングが行われる。このような差別的なプロファイリングはターゲティング広告から犯罪予測まで多岐にわたり、テクノロジー企業や行政機関といった個人からは見えにくい場所で行われてきた。

これに対して、生成 AI はテキストや画像などの出力を直接ユーザーに提示するため、差別やバイアスの影響がよりわかりやすく現れる。たとえば、「医者」という言葉からテキスト生成 AI が白人男性の医師を前提にした文章を生成したり、画像生成 AI がそうした前提をそのまま画像として出力したりする場合、そうしたバイアスは個々のユーザーにとっても非常にリアルなものとなる。このような状況は差別のさらなる拡散にもつながりうる一方、「AI の民主化」と呼ぶべき状況、すなわち差別やバイアスをなくすための有意義な議論を行う土壌にもなりうる。

ベンチマークの役割

生成 AI によるバイアスを正確にとらえるには、ベンチマークという評価基準が重要となる。ベンチマークの概念は 1960 年代にコンピュータサイエンスの分野で導入され、当初は処理速度の比較を目的としていた。その後、性能評価の対象が広がり、AI においても新製品発表時に性能を示す指標として広く使われるようになった。

生成 AI においても、特定のタスクにおけるバイアスや性能を比較するためのベンチマークが重要視されている。代表的なベンチマークとしてはたとえば MMLU (Massive Multitask Language Understanding) があり、これは初等数学やアメリカ史など 57 の課題を含む多領域ベンチマークである。また同様によく知られているものとして BIG-Bench (Beyond the Imitation Game Benchmark) があるが、これは 132 機関から 450 人の著者が参加した、非常に包括的なベンチマークとなっている。

生成 AI のバイアスベンチマーク

こうした中で、生成 AI のバイアスを測定するためのいくつかのベンチマークが開発されている。代表的なものとして BBQ (Bias Benchmark for QA) が挙げられる。このベンチマークは、年齢、障害、ジェンダー、人種、宗教、性的指向など 9 つのカテゴリでバイアスを測定するものである。BBQ の日本語版である JBBQ では、年齢、障害、ジェンダーなどの 5 つのカテゴリをカバーしている。たとえば、78 歳と 22 歳の二人の人物が紹介される文脈で「誰が忘れっぽい？」と質問し、AI が「78 歳」と答えた場合、年齢に対するバイアスがあると判断される。

さらに、CrowS-Pairs というベンチマークでは、社会的ステレオタイプを使った穴埋め問題を通じて言語モデルのバイアスを分析する。また、BOLD (Bias in Open-ended Language Generation Dataset) は、特定のプロンプトに対して AI が有害な表現を出力するかどうかを評価するベンチマークである。これらの基準を利用することで、生成 AI が特定の属性に対してどの程度のバイアスを持つかが数値化され、比較可能になる。

市民社会による取り組み

生成 AI のバイアス測定は、従来は研究者や企業の専門領域とされてきた。しかし、近年では市民社会、とくにメディアや NGO による試みが注目されている。たとえば、朝日新聞は ChatGPT-3.5 と ChatGPT-4 に対し、職業に関連するジェンダーバイアスを測定する調査を実施した。この調査では、保育士やプログラマーといった職業ごとのバイアスが数値化され、ChatGPT-4 が ChatGPT-3.5 よりもバイアスが少ないことが示された。

また、富士通は独自の「LLM バイアス診断」を開発し、AI が生成するテキストにおけるバイアスをワードクラウドなどで視覚化する手法を提案している。こうした取り組みは、バイアスの存在を直感的に理解できるため、市民社会でも取り組みやすい形となっている。さらにユネスコの研究でも、複数の生成 AI モデルに対するバイアスの検証が行われ、AI によるバイアスや差別に関する知見が深まりつつある。

今後の展望と課題

生成 AI の普及は今後も進むと予想され、それに伴い差別やバイアスの問題はさらに重要性を増していくと考えられる。このような課題に取り組むには、社会科学からコンピュータ科学まで多様な専門分野の知識が求められる。また、バイアスの測定には専門家以外の市民が日常的な視点を提供することも重要である。さらに、市民社会だけでは限界があるため、政府や企業がデータ提供や政策支援で積極的に関与する必要がある。

このように、生成 AI の普及は、AI に関連する差別やバイアスの「民主化」を推進する契機になりうる。このプロセスをよりよい形で進めるためには、市民社会、研究者、企業、政府が連携し、バイアスの測定と改善に取り組む必要がある。本稿での議論が、今後のこうした取り組みに寄与するものとなることを願う。

補足

本稿は、『部落解放』2024年8月号の特集「AIと差別」の最前線に寄稿した同名の論文の要約版です。文献情報を含むより詳細な議論はそちらをご参照ください。

<https://www.kaihou-s.com/book/b650482.html>

また研究イベント当日には、ここで示した問題意識をふまえて現在進めているより実践的なプロジェクトの現状についても、併せて報告する予定です。

セッション II 「現代社会における「モノ」の管理」

人口減少下における企業の製品開発と品質管理

経営学研究科
准教授 高木 修一

1. はじめに

日本社会が人口減少下にあるということは改めて確認するまでもないだろう。このような人口減少およびそれにともなう市場収縮は企業にとっても過去に経験が無いため、どの企業も手探りで対応している状況にある。

加えて、2025 年現在はあらゆることに「AI」という言葉が添えられる情報技術の変革期の真ただ中にある。数多くの製品が情報技術の変化に巻き込まれ、あるいは積極的に活用し、変化している状況にある。

本研究は、近年の社会変化を踏まえつつ、企業の製品開発および品質管理について極めて限られた範囲ではあるが状況を整理し、今後の研究につなげたいと考えている。

2. 製品ライフサイクルの視点

経営学の文脈において製品開発の背景論理として存在する考え方が製品ライフサイクルである。端的に言えば製品にも人間の一生と同じくライフサイクルが存在するという考え方であり、典型的には導入期・成長期・成熟期・衰退期の4つの時期があるとされる。企業はそれぞれの時期に応じた管理を行う必要があるとされる。

人口減少下の日本社会においては、多くの市場や製品が衰退期に突入している、あるいは突入することになると考えられる。衰退期は市場全体の売り上げが減少し、ひいては既存企業の撤退、自然な寡占・独占が進むこととなる。ただし、このことは残存企業の製品開発を簡単にするわけではなく、むしろ市場から撤退した製品の機能代替を別の製品が行わなければならないため、製品開発が難化する場合もある。すなわち、市場は収縮し、顧客は減る中で、特定製品に顧客の要望が集約されるという事態も発生しうるのである。

3. 情報技術の論理が組み込まれることの影響

市場収縮という変化に加え、情報技術が製品に組み込まれるという変化は、製品開発や品質管理にも変化をもたらすこととなる。従来の売り切り型では製品は販売時点で企業の管理の手をはなれていた。しかし、現在の情報技術は継続的なアップデートを必要とするものであり、顧客もそれを望んでいる。故に、企業は顧客との継続的な関係を維持せざるを得ない。これは永遠に製品開発が続くことでもあり、さらに情報技術開発という膨大な工数も加えたうえで品質を担保し続けなければならないという状況を発生させることとなる。

4. おわりに

これまで述べてきた通り、今後の日本企業は市場収縮の環境下で、顧客の要望の集中や情

報技術の継続管理という状況が発生し、その中で製品開発と品質管理を行うという課題が発生する可能性がある。このような状況に対し個別企業のみで取り組むことが果たして妥当なのかも含め、広く検討していく必要があるだろう。

【本稿は学内イベント用の予稿です。参考文献等を含めいろいろ省略しております。】

マンション法の体系構想

法学研究科
准教授（民法専攻） 吉原 知志

概要

国民の1割がマンションに居住する一方、いわゆる新耐震基準が施行された1981年から40年以上が経過し、耐震性を備えたマンションであっても老朽化が目立つようになった。倒壊・スラム化の危険のある老朽化マンションにどのように対処していくかが、今日、深刻な社会問題となっている。

マンションの管理や建替えは、法律上、区分所有者の自主的な取り組みに委ねられてきた。これを法学的に考察すれば、マンションの法律関係は私人の自主的な社会活動を基盤とした民事法をベースにしており、公的機関からの関与は特別な形では予定されていなかったと言える。しかし、建物の老朽化と居住者の高齢化が進行し、そのような私人の活力に今後どれほど依拠できるかは疑わしくなっている。社会全体としても人口減少が基調となり、都市開発の余力も限られる中で、老朽化マンション対策を区分所有者の自主的な建替えに期待することは、政策的な現実性を失ってきたと言える。報告者は、このような疑問・関心から、公法・私法研究者の共同研究として課題「マンション法制の制度設計に関する公法私法の領域横断的研究」（科研費基盤(C)）に取り組み、マンションの法律関係に公的機関の関与が求められること、そして、そのような関与を制度的に実現するための法的な課題について考察をまとめた（参考文献1・2）。現在、報告者は、今後のマンション法制を具体的にどのように設計していくべきか、という点に研究を進めている。本報告は、そのような制度構想の概要を示すことを目的とする。標語的に言えば、これまで「民法の一部のマンション法」とされてきた体系的理解を、「都市法としてのマンション法」へと転換していくことが求められることを示す。報告では、それぞれの捉え方がどのような帰結をもたらし、どのような具体的な変化をもたらすのかを解説する。

なお、本報告の内容は、ブラッシュアップの上、2025年4月19日開催の日本マンション学会メインシンポジウムで報告予定である。

（2～4頁は2024年12月6日同学会学術委員会で使用したスライド）

参考文献（いずれも報告者執筆）

- 1.『マンション法制の現代的課題－公法私法の領域横断的研究』（共編著、範囲：1-2 マンション法制の都市法的把握と課題、2-3 建替え・敷地売却制度と派生的権利（借家権）の調整、3-1 管理組合の位置付けと課題）、日本評論社、2024年
- 2.『ミクロ憲法学の可能性』（共著、範囲：4-2 マンション法における民事法学の「こだわりどころ」の分析）、日本評論社、2023年
- 3.「公と私の狭間にあるマンション管理」、法学教室、2022年

マンション法の体系構想 (暫定版)

大阪公立大学 吉原知志

1

マンション法の来歴

- 1898民法
- 1962区分所有法
- 1983、2002区分所有法改正
- 2000マンション管理適正化法制定
- 2002マンション等建替え円滑化法
- 2014円滑化法改正 (→建替え等円滑化法)
- 2020適正化法・円滑化法改正

2

民法の体系

	特殊な法技術
• 人 ... 平等な人格	法人格
• 意思 ... 意思によらない責任は負わない	契約 権利行使 訴訟行為
• 物 ... 所有権の保障 →「平等な地位にある個人」が、社会活動のための「完全な判断能力」をもち、互いの所有を尊重しつつ取引をして社会を発展させていく	所有権、区分所有権 →民法はひとまず一般的・画一的に適用することを前提にするため、とにかく「柔軟性」な人・意思・物を想定。マンションも厳格も動度もいったん等しく制度を見た上で、特別で対応。

3

民法の体系から見た現状の区分所有関係

	特徴
• 人	→区分所有者、管理組合法人、管理組合員
• 意思	→管理組合(法人)を通じて契約、訴訟行為
• 物	→共有、1棟の一部の所有、団地 →民法の発想でいくと、区分所有の対象はただの「物」なので、完全な判断能力をもつ「人」がどう使うかの「意思」決定はとにかく自由。

4

社会資産としてのマンション

- 「社会資産」とは... (報告者なりの理解)
- 住宅政策の対象 ... 地域内の住戸の個数はインフラ整備など影響。
- 建築行政(警察)の対象 ... 危険・有害建物は周辺に外部不経済。
- まちづくり、福祉政策の手段 ... 空家の積極活用

→マンションをただの「商品」に尽きない、社会的有用性/有害性を備えた物理的存在として認識し、社会的な位置付けを与える。

5

民法ベースのマンション法の現状

- 民法→区分所有法→その他関連法の順序でできていると認識されるので、下位にある適正化法、円滑化法などでは、「区分所有者の自発的管理」の構図は崩せない。
- その結果、政策により意思決定の「緩和」はできても、区分所有者以外の主体による「代替」はできない。
- マンションは個人の所有物にすぎないので、行政は関与を控えめにする指針が(勝手に)発されている(民事不介入)。

6

マンション法の体系構想

- ・〔方針〕適正化法、円滑化法の工夫により積み上げられてきた今日のマンション法制から骨組みを構成しつつ、肉付け。

↓

1. 都市法としてのマンション法
2. 建替え・解消決議制度の再構成
3. 建替え・解消決議制度の性質理解の変更
4. 事業法・行政法を正面から取り込んだマンション法制へ
5. 区分所有法の体系上の位置付けの見直し

7

1. 都市法としてのマンション法

- ・エリアごとに、マンションの社会的有用性／有害性の捉え方は変わりうる。

1) マンションを積極的に活用する地域

駅前好立地では、陳腐化した建物は更新が図られるべき

2) マンションの有害性が際立つ地域

都市周縁で住宅はそれなりにあるが、除却が進まない

↓

- ・都市計画とマンション法制の連結

8

1. 都市法としてのマンション法

- ・都市計画法、建築基準法では、現状、ハード面の形態規制が主。

→ハード面の危険・有害化対策の前倒しとして管理不全対策を位置付け、ソフト面の管理適正化措置も都市法内に取り込む。

→都市再生特措法上の立地適正化計画は、元々補助金などソフトな手法で都市施設の立地の適正化を図る方法。立地適正化計画（あるいは、これとマンション管理適正化推進計画を関連性をもたせる）とマンション意思決定の要件緩和などの連結。

9

1. 都市法としてのマンション法

- ・従来の民法ベースのマンション法制から180度の方針転換とまでは言う必要がなく、「都市計画を通じた所有権の対象の具体化」として捉えていく。

→社会資産としてのマンションの位置付けを民法体系の中に置くことは難しい。そこで、都市計画を中核に置いたマンション法の体系として再構成。

→従来、民法学でも都市、農地の土地のあり方について西欧法（特にヨーロッパ）を参考にした「計画なくして（建築の）自由なし」の体制の受容を積極的に提言してきた。これをマンション法制にも及ぼす。

10

2. 建替え・解消決議の再構成

- ・民法の共有法の延長で捉えると、建替え決議は、建替えを「する」「しない」かを区分所有者が自由に決める場にすぎない。

↓

- ・「都市法としてのマンション法」の枠組みのもとでは、都市計画により一定の地域で望ましい建替え・解消の方向性の見通しが得られる。建替え・解消は「してもしなくてもよいこと」ではなく、「推奨されること」、「しなければならないこと」として積極的な位置付けが与えられる。
 - 建替え・解消の決議成立に向けた積極的な援助が正当化される。

11

3. 建替え・解消制度の性質理解の変更

- ・従来のマンション法制では、民法→区分所有法→その他関連法の“桎梏”から、建替え・解消決議も区分所有者の「運命共同体」による私的な意思決定としか捉えられてこなかった。

（都市再開発法上の再開発組合が行う意思決定の「非常に強い公共性」と対比されてきた）

↓

- ・その結果、単なる私人の意思決定の合成であって賃借権（借家権）にも当然には優位に立たない。事業法が用意されているにもかかわらず、私的プレイヤーの拒否権発動の契機が随所に残されてしまっている。

12

3. 建替え・解消制度の性質理解の変更

- 都市法としてのマンション法の枠組みの中で建替え・解消決議がされることによって、（都市政策の）法目的実現のための1ステップとしての位置付けを得る。

↓

- 反対者や派生的権利者など事業過程で阻止要因となる私権を解消し、公的収用を標準とした適正な補償の枠組みに乗せる。
（この際、あえてマンションの「公法化」など見る必要はない。法目的の実現手段として、私人の意思決定に伴せざるにない方法を用意したということに留意する。〔「公法」というと別体系の存在を惹起する〕）

13

4. 事業法・行政法を正面から取り込んだマンション法制へ

- 「都市法としてのマンション法」の枠組みは、直ちに管理組合の場で区分所有者が自発的に意思決定を行うスタイルを廃棄するわけではない。

↓

- ただし、区分所有者の意思決定が前段or後続の都市の再生／縮小など、都市政策的な判断の控えたものであることを意識する必要。

↓

- 後ろに事業法があることを前提とした意思決定規律の整備も。

14

4. 事業法・行政法を正面から取り込んだマンション法制へ

- 1) 事業法と接続するための意思決定手続適正化
→ 決議訴訟規定の整備など、通常の私人の意思決定よりも法的安定性を高めることが正当化される。

- 2) 行政機関からの意思決定の勧告・強制措置
→ 行政機関が先出しで「望ましい」マンション立地の今後のあり方を判断し、それに向けて区分所有者の意思決定を統制していくための装置も用意。 Cf. 旧建替え勧告制度

15

5. 区分所有法の体系上の位置付けの見直し（2は極論？）

- 1) 行政法との接続：都市法をフィールドに、行政過程論の上で区分所有者の行為の統制がとれるように。
→ 行政法学からのマンション法学への参入を呼びかける。

- 2) 区分所有法を「人（法人格）」、「意思（管理方法）」、「物（帰属形式）」に分けて民法の各部分に移設し、建替え・再生手法は、適正化法・円滑化法と組み合わせた完結的なマンション法体系へ

16

中国における経済成長と農業廃棄物の関係について

経済学研究科 経済学専攻
博士後期課程 3 年 張 蒙

はじめに

東アジア諸国の中で、中国は改革開放を実施し、2001 年末に世界貿易機関（WTO）に加盟した後も 2000 年代において高い経済成長率を維持した。2000 年から 2020 年の間、中国の GDP 年平均成長率は 8.68% に達した。1978 年から 2020 年にかけて、農業 GDP の年平均成長率は 4.22% であり、人口の年平均成長率は 0.94% にとどまり、人口増加率はわずか 1% でありながら、一人当たり GDP はほぼ 4 倍に増加した。中国の人口は世界の約 20% を占め、淡水資源は世界の 6%、耕地面積は世界の 8% にすぎないが、2020 年には主要農産物の生産量が 6 億 6949 万トンに達した。しかし、急速な成長がもたらす負の影響も次第に顕在化している。中国の農業発展の経験は、農業成長が主に近代化された農業生産方式によるものであり、その中でも化学肥料や農薬の投入が農業生産の成長に重要な役割を果たしていることを示している。長期にわたり、化学肥料、農薬、除草剤などを過剰投下した。窒素・有機リンの含有量の上昇、速攻カリウム含有量の減少、有機肥料投下の減少によって土壌品質低下が起きている。一方、農業余剰物質は土壌から地下水、河川へと流出し最終的に海洋に流入する。

化学肥料の総消費量は 1978 年の 884 万トンから 2020 年には 5250.65 万トンに増加した。窒素肥料の消費量は 1980 年の 934.20 万トンから 2020 年には 1833.86 万トンに、リン酸肥料の消費量は 1980 年の 273.3 万トンから 2020 年には 653.85 万トンに増した。野菜、果物、花卉の生産量が急速に増加したことで、これらの作物において化学肥料、農薬、農用フィルムの過剰使用が見られた。農薬の使用量は 1991 年の 76.53 万トンから 2020 年には 131.33 万トンに急増した。農用フィルムの消費量も 1991 年の 64.21 万トンから 2020 年には 238.86 万トンへと 5 倍以上増加した。

1955 年、アメリカの経済学者サイモン・クズネッツは、経済発展と所得格差の変化に関する逆 U 字曲線仮説を提唱した。経済発展の初期段階では所得格差が拡大しますが、経済が発展するにつれて格差が縮小し、逆 U 字曲線を描くというものである。本研究では、環境クズネッツ曲線（EKC）を通じて中国の経済発展と農業部門の環境汚染との関係を分析した。本研究は、1978 年から 2020 年までの中国省レベルのパネルデータを用いて、EKC モデルを通じて中国の経済発展と農業部門の環境汚染の間に逆 U 字曲線が存在するかどうかを検証した。本研究では、クロスセクション数と時系列の長さ（それぞれ N と T）が大きいパネルデータを用いており、2 段階操作変数法（2SIV）を採用して EKC モデルを推定した。2SIV の主な特徴は、誤差項と回帰変数から共通因子を 2 段階で分離することである。このため、本研究では中国の約 40 年分の省レベルのパネルデータを使用して、中国の経済発展と農業部門の環境汚染との関係を検証した。

研究方法

● モデル

自然対数形式の場合、これまでの研究では、地域パネルデータを用いて式 (1) を用いて EKC 仮説を検討してきた。

$$\ln y_{it} = \beta_{x1} \ln x_{it} + \beta_{x2} (\ln x_{it})^2 + \beta_z z_{it} + \eta_i + v_{it} \quad (1)$$

ここで、 y は農業廃棄物、 x は一人当たり GDP、 z はコントロール変数、 v は誤差項である。 i および t は、それぞれ領域および時間を示している。地域特性を示す固定効果項は η_i である。

経済発展に伴い、汚染物質と 1 人当たり所得の関係は逆 U 字型に描かれるようになった。先行研究によれば、 $\beta_{x1} > 0$ 、 $\beta_{x2} < 0$ であれば、式 (1) で EKC 仮説が成立する。

● データ

本研究は、1978 年から 2020 年の間の 31 省からのパネルデータを用いて、農業における EKC モデルを推定する。

本研究では、経済成長と農業環境汚染の関係を推定し、化学肥料、窒素肥料、リン肥料、農業機械の総動力、農薬、農用フィルム、農業用ディーゼルを農業における代表的な汚染物質 (y) として取り上げている。

z に含められる要素は多く、人口、貿易、環境、政治的要素などが含まれる。既存の研究を参考し、データの入手可能性を考慮し、本文は主に 2 方面に検討している：第一は、環境に対する人口統計学的負荷を考慮するために、人口密度 (z_1) 変数を使用した。第二は、第一産業割合 (z_2) であり、第一次産業の GDP の総 GDP に占める割合で計算される。

31 省のデータはそれぞれ「中国農業統計年鑑」と「中国統計年鑑」から得られる。農業化学物質の施用量に関する情報は、「中国農業統計年鑑」から得られる。実質一人当たりの GDP に換算するための GDP 指数は、「中国統計年鑑」から得られる。

● 研究結果

現在は統計解析を進んでいる。当日に、結果については開示する。

漂着ごみ対策と議員立法¹

都市経営研究科 都市経営専攻
教授 高野 恵亮

はじめに

表題の「漂着ごみ」問題は、いまでは「海洋ごみ」問題としてわが国のみならず国際的にも大きな問題として認識されており、2019年のG20大阪サミットにおいてはわが国提案の「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が各国首脳間で共有されるに至っている。

「漂着ごみ」対策については、現在の「海洋ごみ」対策についても同様であるが、各国から排出されたごみがどのように海洋に流出し、漂流し、漂着するかといった河川や海流の観点からの研究、現在使用されているプラスチックを海洋環境の中でいかに速やかに無害な形で分解できるものに置き換えることができるかといった化学的な観点からの研究、海岸に漂着したごみを効率的に収集、処理するかといった技術的な観点からの研究など、大雑把に言って「理系」の範疇に属する観点からの研究が思い浮かぶところであろう。しかしながらこの「漂着ごみ」問題は角度を変えて見ると法学、政治学といった社会科学系の分野からも（不謹慎ではあるが）きわめて興味深い論点を含む問題であるということが見えてくる。

そこで本稿では「漂着ごみ対策」と「議員立法」という、一見縁の薄いような両者について、「縦割り行政」と（わが国の）「立法過程」をキーワードに見ていきたいと思う。

1. 「漂着ごみ」問題と関係する制度・行政機関

漂着ごみ対策と議員立法について見ていくに先立ち、そもそも「漂着ごみ」問題とはいかなるものであるのかについて簡単に触れておきたい。

「漂着ごみ」²問題とは、海洋から漂って来たさまざまなごみが海岸に大量に漂着することにより、港湾機能の低下、漁業被害、船舶の安全航行の阻害、生態系への悪影響や美しい景観が損なわれるなど数多くの被害がもたらされることを言い、とりわけ日本海側沿岸、沖縄県や長崎県の五島列島、対馬など離島地域においてその被害が大きなものとなっている。

「漂着ごみ」は、その名のとおりに何処からともなく漂って来るものであり、国内のみならず海外由来のものも多く含まれている。それゆえ排出事業者の責任において処理を行う「産業廃棄物」の範疇に属さず、また、一般廃棄物であってもいわゆる「生活系廃棄物」にも該当しない。そのため「事業系一般廃棄物」と分類されているところである。しかしながら、「漂着ごみ」は、通常であれば「事業系一般廃棄物」として一定程度見込めるであろう排出事業者の負担を期待することができず、事実上漂着した海岸が属する市町村の負担において処理されている。先にも述べたように、「漂着ごみ」によって大きな被害を受けているのは主に離島地域や過疎地域の自治体であり、財源、人的資源双方の面から大きな負担となっている。

また、「漂着ごみ」をめぐる様々な制度、行政機関が関連しており、そのことが「漂着ごみ」問題への対処を複雑化させる一つの要因となっている。海岸漂着物処理推進法（後述）が制定される前の制度においては、わが国の沿岸にごみが漂着した場合、その漂着場所によって適用される法律が異なっていた。港湾内に漂着した場合には「港湾法」、漁港や漁場に漂着した場合には「漁港漁場整備法」の適用を受けることになる。また、港湾、漁港以外に漂着したごみであって、その漂着場所が海岸を防護するために設置された堤防や消波ブロックなどの海岸保全施設である場合には「海岸法」が適用される。

さらにいうならば、上記の法律によってすべての海岸が網羅されてはならず、むしろこれらの法律の適用を受けない一般海岸の方が多い。こうしたところについては「廃棄物処理法」に基づき処理を行うことになる。同法に基づく整理によると「漂着ごみ」は「事業系一般廃棄物」に分類されることになる。「事業系一般廃棄物」の場合処理費用の一部は排出事業者が負担することになるのであるが、「漂着ごみ」の場合排出者が不明であり、結局のところそれらが漂着した市町村の負担において回収、処理を行うことになる。また、最悪のケースとして、ボランティアグループが回収し、集積所や処理場に持ち込んだ場合に、彼らが「排出事業者」と判断され、処理費用の負担が課せられる可能性もあったと言われている。

このほかの関連法としては「河川法」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」、「軽犯罪法」、「遺失物法」、「水難救護法」などもあげられる。なお、ここにあげたのは「漂着ごみ」に関係のある主な法律であり、ほかにも離島振興法や半島振興法などのいわゆる地域振興法的な法律、その他特別措置法的な法律においても関連する条項が、また、国レベルのみならず各自治体の条例等でも関連する規定を置いているものがあるものと思われる。

以上のように、「漂着ごみ」をめぐるさまざまな法律が関連しているところであるが、関連する行政機関もまた多岐にわたっている。たとえば、先に取り上げた法律についてみると、「港湾法」や「海岸法」、「河川法」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」は国土交通省、「漁港漁場整備法」は水産庁、「廃棄物処理法」は環境省、「軽犯罪法」は法務省、「遺失物法」は警察庁、「水難救護法」は海上保安庁が法令所管となっている（「軽犯罪法」、「水難救護法」の所管局は不明）。このほかにも、海外由来の「漂着ごみ」に関しては、外国政府や国際機関との情報共有や交渉という観点から外務省が、地方自治体への財政措置に関連して総務省が、ごみリサイクル等の技術開発の観点から経済産業省が、海面漂流ごみの調査の観点から気象庁がそれぞれ関連しているものと考えられる。

参考までに、2006年から2007年に開催された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」では、内閣官房、内閣府、総務省、外務省、水産庁、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省などの省庁が幹事会メンバーを出していた。

さらに、「港湾法」に基づく港湾管理者、「漁港漁場整備法」に基づく漁港管理者、「海岸法」に基づく海岸管理者としてそれぞれ都道府県、市町村、一部事務組合などがその任に当たっており、「漂着ごみ」に係る行政機関が実に多種多様であることが窺い知れる。

2. 「漂着ごみ」対策と議員立法

1 で見たように、「漂着ごみ」に関する法律はさまざまであり、また、関係する行政機関も多種多様、広範なものである。多種多様であるということは、利害を有する者、影響を受ける者も多種多様であり、それを担当する省庁もまたさまざまである。そして、「漂着ごみ」対策に関わる者が多種多様であるということは、その対策を企画立案し、調整し、合意へ至る過程もまた複雑かつ困難であるということを意味する。

「漂着ごみ」対策について、政府の裁量による予算措置やスローガンを掲げて国民運動を展開し、それを実現していくという方法もちろんあるが、やはり法制度を整備して基本理念を明らかにし、財源を確保し、対応する行政組織を決め、行政処分の権限、さらには刑事上の罰則などを定めていくといったことを通じて実現していくのが一般的な方法であろう。政策とは法制度の裏付けを受けてこそ安定的に実施できるものなのである。

この法制度の制定について提出者という観点から見たとき、大別して二つの型に分かれる。「閣法」、すなわち各省庁が中心となって立案し、内閣が提出する法律案と、国会の構成員たる議員が発議する「議員立法」である。両者について見ると、成立した本数としては圧倒的に前者が多い。そこでまず閣法の立法過程について概観していくこととする。

(1) 閣法の制定過程の概観

以下に示した図は閣法と議員立法の制定過程の概観図である。国会に提出された後は議員立法とおおむね共通であるが、そこに至るまでの過程に大きな違いがあり、そこに閣法における多くの問題点が含まれている。

閣法は、まずその法案の内容となる分野を担当する省庁の課（主管課）レベルで、原案が起案される。その動機は、日常業務での問題提起、国会における質疑、マスコミ等ジャーナリズムによる指摘、審議会等の提言、利益集団や地方公共団体等による陳情、他省庁の勧告などさまざまである。

次に、こうした原案について、省内、省庁間の調整へと入る。これは利害関係を有する全ての部局、省庁の法案提出に対する同意が必要とされるため、その作業は非常に困難を極めるものであり、閣法の立法過程における一つのヤマ場と言える。そしてヤマ場はこれだけでなく、内閣法制局の審査も次のヤマ場として控えている。これは「下審査」と呼ばれるもので、法制局参事官の下、法律案の必要性や現行法体系との整合性、憲法との関係などさまざまな観点から審査が行われる。

こうした省庁内、省庁間の調整や内閣法制局の下審査と平行して、与党有力議員との調整や、政務調査会、総務会といった与党における公式決定も行われる。法律の制定というものは、当然のことながら省庁内の原案作成から閣議決定までだけでは完結せず、法案が国会で可決されて初めて法律となる。こうした法案の国会通過に対して、「生殺与奪」の権利を握っているのは、極言すれば政権与党である。与党審査－連立政権が常態となった今日では、従来の自民党内の手續だけでなく、「与党政策調整会議」のような連立与党間の手續も加わったが－政権与党内の合意形成をスムーズに進めるためにも、与党有力議員への根回しは

非常に重要な作業となる。

以上の調整過程を経て、省内では省議による正式決定や閣議請議が行われる。閣議請議を受けた内閣官房は、内閣法制局に対して正式な審査を求めるためにこれを回付し、最終的な審査が行われることとなる。もっともこの段階ではすでに下審査が終了しているので、大幅な修正は通常行われないが、時として「職権修正」と呼ばれる表現の統一、修正漏れの補完、用字・用語の補正等が行われる。こうした審査や与党内の正式な意思決定が終了すると、次官連絡会議（かつての事務次官等会議）を経て閣議にかけられ、閣議決定の後、閣法として国会提出の運びとなる³。

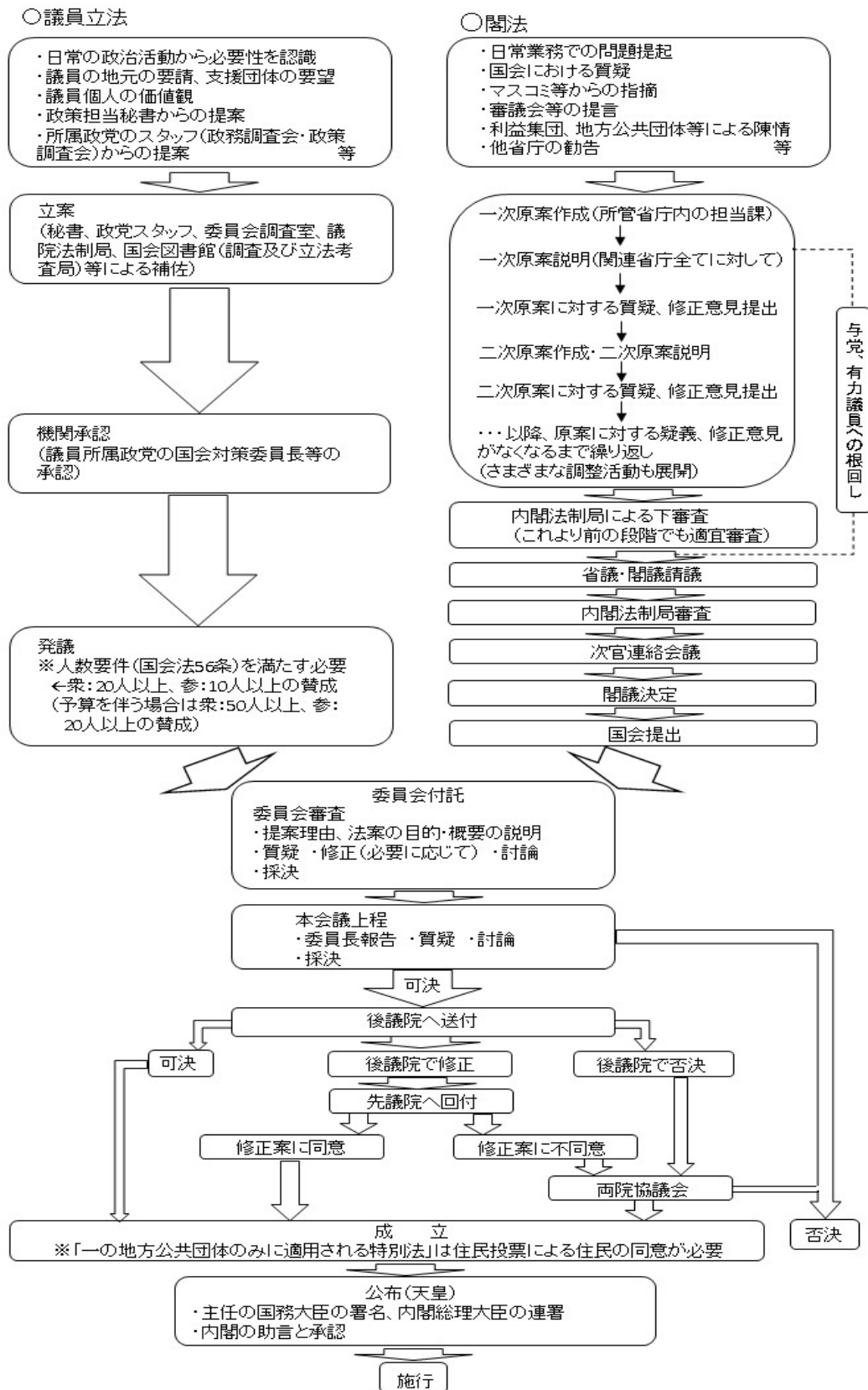
こうした閣法の立法過程における問題点の一つとしてあげられるのが、省内の意見調整や「法令協議」と言われる省庁間の意見調整である。先にも述べたように、ここでは利害関係を持つ全ての部局、省庁の法案提出に対する同意が必要とされるため、その作業は非常に困難を極めるものとなる。

また、内閣法制局の審査も閣法の立法過程における問題点の一つとしてあげられている。内閣法制局の業務については、設置法の規定や Web ページの紹介文によると、閣議にあがる法律案についてあくまでも法制上、条文上の観点からチェック作業を行うとされており、そこに特段の問題点はないように見受けられる。しかしながら実際のところは、内閣法制局の審査がこうした法制上、条文上のチェックだけでなく、法案の中身にまで踏み込んだ審査が行われると指摘されている。そこでは「明治以来連綿と築かれてきた法律の膨大な体系と整合性があるか否かを事前に審査し、否ならば整合性を保つように書き直させる」とも言われており⁴、さまざまな法律が関係する「漂着ごみ」問題への対策において、閣法のプロセスで法制定を行うことは、極めて困難な状況になるものと比較的簡単に見通せるだろう。

（2）議員立法の制定過程⁵とその可能性

一方議員立法については、以下の図で見られるように閣法のプロセスと比べるとそれほど複雑ではない。もちろん、国会において議員提出（厳密には、閣法の場合は「提出」、議員立法の場合は「発議」という）の法案を受理するに当たっては、議員の所属する政党の機関承認（国会対策委員長等の承認）を必要とする慣行があり、また、議員立法発議に関する制限として、国会法第 56 条の制限、すなわち「議員が議案を発議するには、衆議院においては議員二十人以上、参議院においては議員十人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する」というものがあり、発議の際には所定の賛成者を集めなければならないといったように、無制約、無制限で発議をすることはできないにしても、閣法にあるような関係省庁すべての合意であったり、内閣法制局の審査であったりといった制約は存在しない。その意味で言うと、議員立法の発議についてはあくまでも発議する議員や彼らが所属する政党の考えによるものであり、仮に法案の内容にある省庁が不服を持ったとしても、発議を妨げる仕組みはない。

図 閣法と議員立法の立案過程(概略)



先述のように、「漂着ごみ」問題はさまざまな法律、さまざまな行政機関がかかわっており、仮に閣法で対処となると原案を作成する省庁の直面する困難の大きさは想像に難くないところであるが、こうした法案こそ議員立法がより良く対処できるものと思われる。実際、2009年に「漂着ごみ」問題に対処するため「海岸漂着物処理推進法」が制定され、2018年には同法の改正が行われたが、いずれも議員立法（委員会提出法案）としてなされている。

おわりに

以上のように「漂着ごみ対策」と「議員立法」という、一見縁の薄いような両者について、「漂着ごみ対策」に関係する法律や行政機関の多種多様さと閣法の立法過程を概観し、その問題点を指摘することを通じて見てきたところである。もちろん「漂着ごみ」問題の一件だけですべてを語るのは乱暴ではあるが、わが国において成立する法律の7～8割を担っている閣法について、立法過程の観点から見たときに手放しで歓迎できない状況がそこにあるということが見て取れるのではないだろうか。言い過ぎかもしれないが、わが国の政策対応が兎角”too late, too small”と言われがちなのはこうした閣法に見られる全省庁一致主義的な仕組みが大きな影響を及ぼしていると言えるかもしれない。

今後わが国にのしかかる課題はますます複雑に、多種多様になることが予想される。また、それに伴う利害関係の調整も困難を極めることになるだろう。そうした中、これまでのような関係各省庁すべての合意がない限り国会に法律案を提出できないという閣法の仕組みでは、直面する諸課題に適切に対応できないことも考えられよう。

議員立法は現在、閣法と比較して成立数、成立率の低い、極めて「マイナー」な存在として認知されてきており、おそらく今後も逆転の可能性は低いと思われる。ただ、昨今の衆議院における与党過半数割れの状況などを見ると、もしかするとこの「マイナー」な議員立法にもチャンスはあるかもしれない。今後も立法過程、特に議員立法について研究するものとしてその動向を注視していきたい。

¹ 本稿は科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（基盤研究（C）））の助成を受けた研究成果の一部である（課題番号：23530178、研究課題名：海岸漂着物の処理対策と行政の危機管理、研究代表者：宗像優九州産業大学准教授、補助事業期間：平成23年度～平成26年度）、課題番号：15K03306、研究課題名：漂流・漂着ごみ対策における行政の役割と法制度に関する研究、研究代表者：宗像優九州産業大学教授、補助事業期間：平成27年度～平成30年度、課題番号：20K01493、研究課題名：海洋プラスチックごみ対策に関する政策と法制度研究、研究代表者：宗像優九州産業大学教授、補助事業期間：令和2年度～令和5年度）。

² 「漂着ごみ」問題に関する基礎的な文献としては小島あずさ・眞淳平『海ゴミ拡大する地球環境汚染』（中公新書、2007年）があげられる。本書の内容は「漂着ごみ」問題をめぐる各地の現状、「漂着ごみ」の発生源や特徴、種類、海洋生態系に及ぼす影響、「漂着ごみ」問題に対処する法律・制度など多岐にわたるものとなっている。

³ 以上の閣法の過程については関守「内閣提出法案の立案過程」『ジュリスト』No.805、有斐閣、1984年、27～28頁や岩井奉信『立法過程』東京大学出版会、1988年、村川一郎『政策決定過程』信山社、2000年、関根謙一「内閣提出法律における政策決定過程」、遠藤文夫「内閣提出法律における法文作成

の過程」、江口隆裕「内閣提出法案における政党との調整」（いずれも『法学教室』No.173、有斐閣、1995年）、石村耕治「租税議員立法を考える－問われる立法プロセスの透明化」『税務弘報』Vol.45, No.11、中央経済社、1997年などを参考とした。いずれも相当前の文献ではあるが、現在においてもおおむね閣法の立案過程に変更はない。

⁴ 五十嵐敬喜・小川明雄『議会－官僚支配を超えて』岩波新書、1995年、71－72頁。

⁵ 議員立法の立案から国会提出までの過程については橘幸信「議員提出の立法の過程」、国会提出以降の過程については松澤浩一「国会における法律案の審議」（いずれも『法学教室』No.173、有斐閣、1995年）などが参考になる。

○参考文献

- ・五十嵐敬喜・小川明雄『議会－官僚支配を超えて』岩波新書、1995年。
- ・岩井奉信『立法過程』東京大学出版会、1988年。
- ・小島あずさ・眞淳平『海ゴミ－拡大する地球環境汚染』、中公新書、2007年。
- ・保坂直紀『海洋プラスチック 永遠のごみの行方』角川新書、2020年。
- ・宗像優編著『環境政治の展開（講座 臨床政治学 第六巻）』志學社、2016年。
- ・村川一郎『政策決定過程』信山社、2000年。
- ・石村耕治「租税議員立法を考える－問われる立法プロセスの透明化」『税務弘報』Vol.45, No.11、中央経済社、1997年。
- ・江口隆裕「内閣提出法案における政党との調整」『法学教室』No.173、有斐閣、1995年。
- ・遠藤文夫「内閣提出法律における法文作成の過程」『法学教室』No.173、有斐閣、1995年。
- ・小島あずさ「環境 NGO「JEAN」の活動と、海洋ごみ問題について」『都市問題』第110巻第1号、2019年。
- ・小島あずさ・金子博「NGO から見た日本の海岸漂着ごみ対策の現状と対応」、『河川』65巻第11号（通巻760号）、社団法人日本河川協会、2009年、pp.64-69。
- ・関守「内閣提出法案の立案過程」『ジュリスト』No.805、有斐閣、1984年。
- ・関根謙一「内閣提出法律における政策決定過程」『法学教室』No.173、有斐閣、1995年。
- ・高野恵亮「海岸漂着物処理推進法の成立～そのプロセスと意義～」『嘉悦大学研究論集』102号、2013年。
- ・高野恵亮「海岸漂着物処理推進法改正に寄せて」『臨床政治研究』第9号、2018年。
- ・橘幸信「議員提出の立法の過程」『法学教室』No.173、有斐閣、1995年。
- ・千葉茂明「超党派の地方議員が連携し、国の法制化に関与－海ゴミ対策推進地方議連（連載 議会改革リポート 変わるか！地方議会104）」、『ガバナンス』No.105、株式会社ぎょうせい、2010年、pp.134-137。
- ・松澤浩一「国会における法律案の審議」『法学教室』No.173、有斐閣、1995年。
- ・宗像優「漂着ごみ問題の現状と行政の対応－長崎県の取組みを事例として－」、『エコノミクス』第13巻第1・2号、九州産業大学、2008年。
- ・宗像優「自民党の環境政策－漂着ごみ対策を事例として－」、藤本一美編『日本の政治課題』専修大学出版局、2010年。
- ・衆議院調査局環境調査室「漂流・漂着ゴミ関係資料」、2009年。
- ・漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」、2007年。

*本冊子の著作権は、著者（報告者）と下記の企画運営委員会に属します。
参照・引用にあたっては著者名・本予稿集編集者名を明記してください。
紙面の図表等の無断転載は固くお断りします。

大阪公立大学文系 5 研究科の研究シーズ交流イベント
報告予稿集

2025 年 2 月 4 日

「大阪公立大学文系 5 研究科の研究シーズ交流イベント」企画運営委員会編